

自治体による発達障害支援計画策定のご提案

発達障害と診断された人は48万人と推計

➢厚生労働省は2018年4月9日、在宅の障害児の生活実態とニーズを把握することを目的とした「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」の結果を公表しました。この結果、医師から発達障害と診断された人は、48万1千人と推計されるとしています。

➢発達障害は、従来、身体障害、知的障害及び精神障害の各制度の谷間に置かれ、また、一般の理解が得られず、その発見が遅れ、必要な支援が届きにくい状態となっていたことから、発達障害者が乳幼児期から成人期までの各ライフステージに合った適切な支援が受けられるよう、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）が平成17年4月から施行、平成28年8月に改正法が施行されています。

発達障害者支援に関する行政評価・監視結果報告書で指摘

➢総務省は、①乳幼児健診でアセスメントツール（発達障害を発見するための評価シート）を導入している市町村が全体の1割にも満たない、②保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に進学する過程で支援が途切れたり、サービスが低下する場合がある、③発達障害者の就職率が低いといった状況から、各ライフステージを通じた継続した支援の在り方に課題があると指摘し、乳幼児期からの各ライフステージを通じた切れ目のない関係者による支援の充実のほか、発達障害に対する国民の理解の浸透を図っていくことが重要だとしています。

想定課題

- 保護者が発達障害を受容するのに大きな壁がある
- どこに相談したらよいかわからない
- 保育士、教師など子どもと接する者に十分な知識がない
- 発達障害の診断を受けるのに半年以上待たなければならない
- 保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校などの情報共有不足
- いじめや虐待の対象になってしまう
- 就労が継続できず、引きこもりや不登校になってしまう
- 専門的な支援機関が少なく、専門的な療育が受けにくい 等



サーベイリサーチセンターによるご支援

- 一般市民の方々、発達支援を受けている子どもの保護者などを対象にしたアンケート調査の実施をご支援いたします。
- さらに、各種計画で位置づけられた発達障害支援の取り組みをとりまとめ、現状と課題を明らかにします。
- 庁内各課、関係機関との打合せや会議を通じて、「発達障害支援計画」を策定し、**発達障害支援の取り組みの加速化**につなげます。

支援例

- 調査の実施（郵送調査、訪問面接調査、デプスインタビュー等）
- 関連する各種計画から発達障害に関する部分の整理
- 現状と課題の明確化 ■ 基本方針や考え方の整理
- 素案の作成 ■ パブリックコメントの支援 ■ 会議運営支援

今こそ着手すべき時です！

- 障害のある方全体を捉えた「障害者計画」、子どもに焦点をあてた「障害児福祉計画」、サービス（事業）に特化した「障害福祉計画」だけでは、『発達障害支援』の取り組みは遅延しがちです。どんな課題があり、何が必要で、そのためにいつまでにどのように取り組むか、未来の姿から**アウトサイドインアプローチ**の考え方でプランニングをご支援します。
- SDGsでは「誰一人取り残さない」と謳っており、特にSDGsを推進する自治体にとっては、支援計画の策定が必要です。周辺自治体や関係機関を巻き込んで、必要な人に必要な支援を届けましょう。

